

大阪府の受動喫煙防止対策検討にあたっての団体意見要旨

団体名【 日本たばこ産業株式会社 大阪支社 】

平成30年11月13日

○大阪府の受動喫煙防止対策検討に関するご意見

たばこは合法的嗜好品であり、自らの判断で喫煙したいという成人喫煙者は一定数存在しています。それらの方々の喫煙する権利は、過度な制約を伴うことなく担保されるべきものであると考えます。

受動喫煙防止に向けては、一般論として、喫煙場所を制限する方向での議論がなされる傾向にあります。今般の改正健康増進法における規定では、望まない受動喫煙を防止する観点から喫煙場所に対する制限が為されており、また、受動喫煙による健康影響が明らかではない加熱式たばこについても、予防的見地から使用場所の制限が規定されております。これらのことから、改正健康増進法の遵守によって望まない受動喫煙は十分に防止可能である旨を当社意見として述べさせていただきました。

第2回・第3回の懇話会での議論につきましては、第1回懇話会で大阪府から示された「条例検討にあたりポイントとなる事項（案）」のみに沿って行われていると承知していますが、これらのポイントは改正健康増進法の制定過程において議論済である制限の基準を着眼点としたものと考えます。

大阪府において受動喫煙防止対策を検討するにあたり、改正健康増進法の規定を単に強化・拡大するとの方向ではなく、改正健康増進法や労働安全衛生法、健康計画・ガイドラインといった受動喫煙防止の対策に関する様々な法令や指針を統合してわかりやすく発信し、また事業者が受動喫煙防止に向けた助成を活用しやすくするといった、実態整備を促進する方向で全国の先駆けとなるという選択もあるのではないかと考えます。

改正健康増進法の規定を強化・拡大する方向で議論を進めるのであれば、改正健康増進法の内容を大阪府の実態と照らして、大阪府独自で規定の強化・拡大が必要な理由を客観的・具体的・合理的に、規定の強化・拡大に慎重な立場の方々も納得できるよう明確にする必要があると考えます。

以上

- ・ 本様式に要旨をご記入いただき、その他資料がある場合は別添としてください。
- ・ 要旨全体をA4用紙2ページまででお願いします。
- ・ いただいたご意見及び資料は懇話会資料として公表させていただきますので、ご了承ください。